

報道関係者各位

2025年8月5日

アララ株式会社

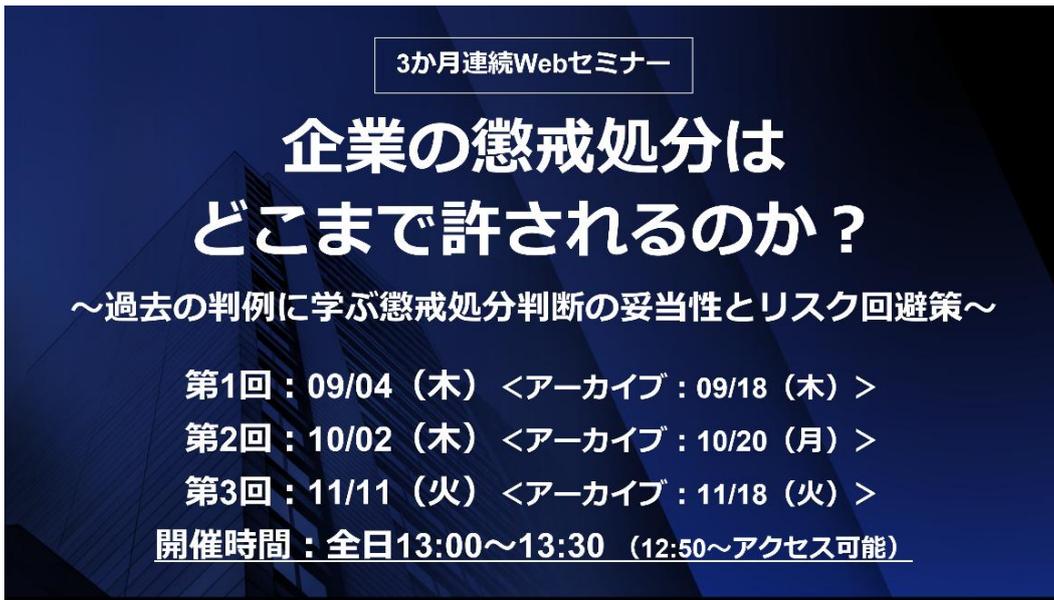
人事・労務担当者必見！30分×3回で学ぶWebセミナー
「企業の懲戒処分はどこまで許されるのか？」の開催決定
-9月4日（木）より開催（アーカイブ配信あり）-

ペイクラウドホールディングス株式会社（東証グロス：4015）の傘下で各種ITソリューション事業を展開するアララ株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長：門倉 紀明）は、株式会社東京海上日動パートナーズ TOKIO（本社：東京都渋谷区、代表取締役社長：豊田 晃）と共催でWebセミナー「企業の懲戒処分はどこまで許されるのか？～過去の判例に学ぶ懲戒処分判断の妥当性とリスク回避策～」を実施することをお知らせいたします。

2025年9月4日（木）より開催いたします。1回より参加可能ですので、ぜひご参加ください。

【申し込み URL】

https://us06web.zoom.us/webinar/register/5317527169415/WN_uMmtQ2rHTLuWmR7f4mHKog



3か月連続Webセミナー

企業の懲戒処分は どこまで許されるのか？

～過去の判例に学ぶ懲戒処分判断の妥当性とリスク回避策～

第1回：09/04（木）＜アーカイブ：09/18（木）＞
第2回：10/02（木）＜アーカイブ：10/20（月）＞
第3回：11/11（火）＜アーカイブ：11/18（火）＞

開催時間：全日13:00～13:30（12:50～アクセス可能）

近年、従業員の問題行動や「問題社員」をめぐる労働トラブルが増加しています。一方で、こうした事案に対して懲戒処分を適切に実施できている企業は多くありません。中には、これまで一度も懲戒処分を実施したことがない企業もあり、適切な対応方法が十分に理解されていないケースも見受けられます。また、懲戒処分を誤って行った場合には、企業側の判断や対応が裁判で争われる可能性もあり、そのリスクを恐れて対応をためらうケースも少なくありません。たとえ就業規則に則って懲戒処分をおこなったとしても、処分の妥当性や手続の適正さが問われ、最終的に無効と判断されるおそれもあります。

本セミナーでは、使用者側の労働問題に精通した弁護士を講師に迎え、採用後に企業が直面し得る懲戒処分に関するトラブルを防ぐための法的視点と実務対応について、裁判例をもとに詳しく解説します。「どのような処分が有効とされるのか」「処分を出すまでに必要な手続きとは」「そもそも処分の対象になるのか」といった、人事担当者が押さえておくべきポイントを明確に整理する機会として、ぜひご参加ください。

■ 開催概要

開催日時：＜第1回＞9/4（木）／アーカイブ配信：9/18（木）
＜第2回＞10/2（木）／アーカイブ配信：10/20（月）
＜第3回＞11/11（火）／アーカイブ配信：11/18（火）
全日程 13:00～13:30（12:50～アクセス可能）

形式：Webセミナー（Zoom）／参加費無料（事前登録制）

共催：株式会社東京海上日動パートナーズTOKIO／アララ株式会社／ペイクラウドホールディングス株式会社

申し込み：https://us06web.zoom.us/webinar/register/5317527169415/WN_uMmtQ2rHTLuWmR7f4mHKog

※講師・共催企業と同業の方、土業の方、個人の方はお申し込みをお断りする場合がございます。

※講師・講演内容は予告なく変更になる可能性がございます。

	配信形態	開催日	トピック
第1回	本配信	9/4 (木)	パワーハラ編 ～その指導、本当に適切ですか？パワーハラスメントの境界線と懲戒対応の実務～ 「厳しく指導しただけなのにパワーハラと指摘された」など、職場での指導や注意がパワーハラスメントとされるリスクが高まっています。パワーハラスメントの法的な定義と判断基準、実際の裁判例をもとに、懲戒処分の有効性や企業の責任を解説いたします。
	アーカイブ 配信	9/18 (木)	
第2回	本配信	10/2 (木)	業務命令違反編 ～業務命令に従わない社員に懲戒処分は可能か？指示無視・命令違反への対応と懲戒処分の適否～ 上司の指示に従わない、業務命令を無視するなどの行為に対して、企業はどこまで懲戒処分をおこなうことができるのか。「業務命令違反」に該当するケースの判断基準、企業が見落としがちなポイント、処分の有効性を巡る裁判例をもとに解説いたします。
	アーカイブ 配信	10/20 (月)	
第3回	本配信	11/11 (火)	経歴詐称編 ～中途採用で経歴詐称が発覚したら？職歴・業務経験の虚偽申告と懲戒処分の限界～ 「管理職経験あり」と言っていたのに実際は部下を持ったことがなかった。「資格あり」と申告していたが実際には未取得だった。中途採用者による学歴・職歴・資格・職務経験等の虚偽申告に対して、懲戒処分・内定取消・解雇はどこまで許されるのかを、実際の裁判例をもとに解説いたします。
	アーカイブ 配信	11/18 (火)	

＜アララ株式会社 会社概要＞

会社名：アララ株式会社（ペイクラウドホールディングス株式会社の100%子会社）

所在地：〒107-0062 東京都港区南青山 2-24-15 青山タワービル

URL：<https://www.arara.com/>

設立：2023年10月

代表者：代表取締役社長 門倉 紀明

事業内容：メッセージングソリューションを始めとするソリューション事業

＜プレスリリースに関するお問い合わせ＞

ペイクラウドホールディングス株式会社 IR PR&マーケティング部

（アララ株式会社は、ペイクラウドホールディングス株式会社の100%子会社です）

メールアドレス：pr@paycloud.inc

※記載されている会社名及び商品名/サービス名は、各社の商標または登録商標です。

※プレスリリースに掲載されている内容、お問い合わせ先、その他の情報は、発表時点の情報です。その後予告なしに変更となる場合があります。あらかじめご了承ください。